

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日条例第14号

平成26年12月19日条例第48号

平成28年10月6日条例第50号

平成30年10月15日条例第48号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定す

る暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等（規則で定める事業のいずれかに該当する事業（以下「特定事業」という。）を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。）は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業（以下「特定風俗営業」という。）に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技（以下「対象遊技」という。）を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあつては、規則で定める計画）において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス（対象遊技を提供するものに限る。）を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設（利用者が容易に見ることができ部分に限る。以下この項において同じ。）の外観若しくは内装、当該施設における設備

若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

1 3 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほ

か、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の3

4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

センターが担当する区域内に居住する 第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人